

令和 2 年 6 月 2 2 日

第 1 6 回新型コロナウイルス感染症に係る「青森市危機対策本部」 本部長指示

青森市医師会、青森市歯科医師会、青森市薬剤師会、青森県看護協会東青支部等の御協力のもと、「地域外来・検査センター」が本日より稼働するなど、青森市内の感染拡大防止体制が進展し、経済活動の回復の前提となる環境が整いつつあることを踏まえ、社会経済活動を着実に後押しするため、以下について指示します。

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全ての子育て世帯の生活を支援するため、国の「ひとり親世帯臨時特別給付金」の支給を受けられない世帯に対し、市独自に子ども 1 人あたり 2 万円を支給すること。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた家庭の大学生、高校生等の修学を支援するため、従来貸付型のみであった青森市奨学生制度に今年度給付型（20 名）を追加すること。
- 「事業継続支援緊急対策事業」の対象業種において、これまで県市支援金の対象外となった自己所有物件により営業する中小事業者について、固定資産税の 8 割相当額（1 事業者最大 30 万円）を補助すること。
- 青森市ふるさと応援寄附制度を活用した「新型コロナウイルスに立ち向かうあおもり応援プロジェクト」として、プレミアム方式による市民の宿泊支援及び飲食店支援、農林漁業者の活動支援を行うこと。
- 青森農業協同組合と連携し、休職等を余儀なくされた求職者や大学生等と労働力を求める農業者をマッチングする取組を実施すること。
- 地域活動やクリーンボックスの管理、自主防災活動等において感染拡大防止に取り組む必要のある町会・町内会への支援を行うこと。

- 来庁者の体温測定により新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、市庁舎（本庁舎、駅前庁舎、浪岡庁舎）にサーマルカメラを配備すること。
- 妊産婦の方々が特に不安を抱える自身や胎児、新生児の健康や感染症対策等について、助産師や保健師等が支援を行うオンライン相談・指導を実施すること。
- 夏休み中の遠隔授業の実施にあたり、通信環境があるものの遠隔授業用のパソコンがない児童生徒（約6.7%、各校平均12名）に端末を貸し出すとともに、通信環境のない児童生徒（約9.1%、各校平均16名）が出校するパソコン教室等に至急エアコンを設置すること。放課後児童会にも同様に設置すること。また、第二波の襲来に備え、全ての小中学校の普通教室にエアコンを設置するための設計を開始すること。

本市においては4月9日以降、青森県においては5月7日以降、新規感染者が発生していない状況であることは、市民お一人お一人の行動の成果であり、これまで感染予防のための行動変容に取り組んでいただき、心から御礼申し上げます。

2月28日「新型コロナウイルス感染症に係る青森市危機対策本部」を設置以来、本日まで本部会議を16回開催し、市内全小中学校での遠隔授業と段階的な分散登校を組み合わせた『子どもたちを守る』取組、約10億円にのぼる上下水道料金の免除に加え、このたび本市独自の子育て世帯支援を追加する『暮らしを守る』取組、特別小口融資や家賃支援に加え、自己所有物件にも新たに助成を行う『しごとを守る』取組など、県内はもとより全国的にも踏み込んだ対策を実行してまいりました。

今後の対応についても、再度の感染拡大の可能性に備え、医療・検査体制の充実等に万全を尽くすとともに、段階的な社会経済の活動レベルの引き上げを強力に支援し、感染拡大防止と社会経済活動の両立を持続的に図ってまいります。